

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成二十九年九月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
クスリのアオキ真弓薬局	生駒市真弓二丁目一四番九号	平成二十九年九月一日

二 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社夢くいばく	生駒市東新町六番二三号	ばくりハビリ訪問看護ステーション	生駒市東新町六番二三号	平成二十九年九月一日
株式会社クローバー	宇陀市菟田野古市場四八一番地	訪問看護ステーション四つ葉のクロバー	宇陀市菟田野古市場四七〇番地	平成二十九年九月一日